

遠野市奨学金返還支援補助金について

～遠野でがんばるあなたを応援します～

遠野市では、市内企業等の人材確保を図り、若い世代の市内定着を促進するため、遠野市内に在住し、遠野市内の事業所等に就業した方を対象に、奨学金の返還費用を最長20年間、最大半額（月12,000円まで）助成します。

● 補助金の対象になる方

補助金の対象者は、次の①から④までの要件をすべて満たす方です。

- ① 遠野市に住所がある40歳未満の方
- ② 大学、短大、専門学校や高校など在学习中に奨学金の貸与を受け、遅延なく返還している方（これから返還が始まる方も含まれます。）
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 令和4年1月以降に、遠野市内企業等に就業（雇用期間の定めがない常用雇用）し、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の被保険者（公務員・転勤がある方は除く）

● 補助対象の奨学金

補助対象となる奨学金は、次のいずれかの奨学金です。

- ① 日本学生支援機構（第1種・第2種奨学金）
- ② 遠野市奨学金
- ③ その他、大学、地方公共団体、公益法人等が実施する奨学金で遠野市長が認めるもの
※③の奨学金の貸与を受けた方は、ご相談ください。

● 補助金の内容

■ 補助金の交付額

奨学金の返還額の $1/2$ （ただし1,000円未満の端数は切捨てます。）

補助金の上限額は、1か月当たり **12,000円** （1年分で144,000円）

■ 補助対象期間

就業した月（又は返還が始まった月）から、最長20年間

※補助金の返還が終了した場合は、その月で終了となります。

※補助対象者の年齢が40歳に達した場合は、その月で終了となります。

● 補助金の手続き

Step 1 承認を受ける…

補助金を受けるためには、あらかじめ遠野市内の事業所に就業した年に、補助金返還支援補助金交付の「承認」を受ける必要があります。(初年のみ)

Step 2 交付決定を受ける…

補助金の交付承認を受けた方は、毎年 1月から12月までに支払った奨学金の返還額に応じて、補助金の交付申請を行い「交付決定」を受ける必要があります。

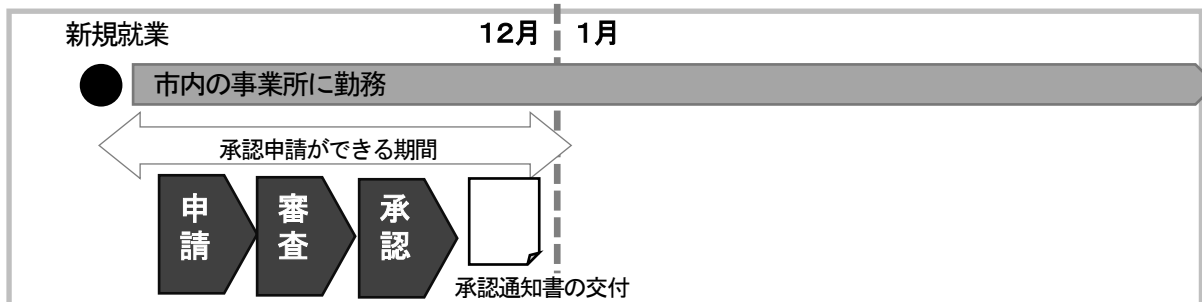
Step 3 補助金を請求する…

補助金の交付決定を受けた方は、毎年 2月末日までに補助金の請求を行い、補助金の支払いを受けることができます。

【Step 1 補助金の交付承認申請】

(承認申請ができる期間)

遠野市内の事業所に就業した年の12月末日までに、補助金交付承認申請書に必要書類を添えて遠野市に提出してください。



※12月末日は遠野市役所の閉庁日のため、翌1月の遠野市役所の開庁日が実際の提出期限になります。

(提出する書類)

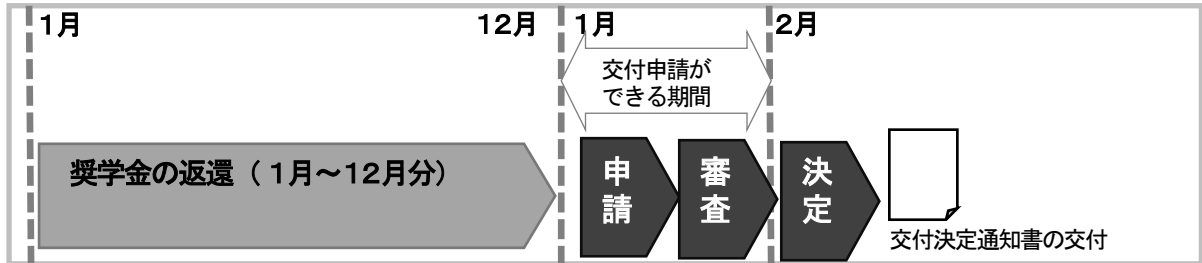
次の書類を申請期間内に遠野市に提出してください。

提出書類	書類の取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金交付承認申請書 (様式第1号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳確認同意書 (別紙様式①)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 市税納税状況等確認同意書 (別紙様式②)	
<input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書等の写し 又は就労証明書 (別紙様式③)	就業先の事業所 (就労証明書の様式は、遠野市役所商工労働課又はホームページの様式をご利用ください。)
<input checked="" type="checkbox"/> 奨学金の貸与総額、返還金額及び期間が確認できる書類 ・貸与奨学金返還確認票 ・口座振替 (リレー口座) 加入通知 ・割賦金の決定 (兼振替案内) について などの写し	奨学金の貸与機関によって異なります。

【Step 2 補助金の交付申請】

(交付申請ができる期間)

毎年1月末日までに、補助金交付申請書に必要書類を添えて遠野市に提出してください。



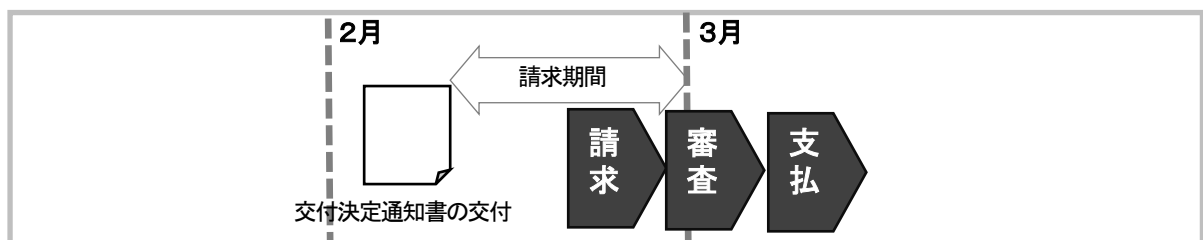
(提出する書類)

提出書類	取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金交付申請書 (様式第7号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳確認同意書 (別紙様式①) <input checked="" type="checkbox"/> 市税納税状況等確認同意書 (別紙様式②)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書 (別紙様式③)	就業先の事業所 (就労証明書の様式は、遠野市役所商工労働課又はホームページの様式をご利用ください。)
<input checked="" type="checkbox"/> 奨学金を返還したことを証する書類	例 領収書、通帳、振込依頼書の写しなど

【Step 3 補助金の請求】

(請求書の提出期間)

毎年2月末日までに、補助金請求書を遠野市に提出してください。



(提出する書類)

提出書類	取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金請求書 (様式第12号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ

● Q & A

Q 自分が事業主の場合は、補助金の対象になれますか？

→A 就業が条件のため、自営業者を含め事業主の方は、補助金の対象者になれません。
また、会社の役員も補助金の対象者になれません。

Q 補助金の承認を受けてから20年間補助金がもらえますか？

→A 市内の事業所に就業したときか、奨学金の返還を開始したときのいずれか遅い月から20年間分の奨学金の返還に要した費用が対象です。既に奨学金の返還をされている方や、奨学金の返還期間が20年に満たない方は、補助金の交付を受けられる期間が短くなります。また、満40歳を迎えた方は、その月で終了となります。

Q 育児休暇、病気休暇を取得した期間は、補助金交付の対象になりますか？

→A 就業されている事業所を離職していなければ、補助金交付の対象になります。ただし、補助金の申請の際は、就業先に就業証明書を記入してもらう必要があります。

Q 複数の奨学金を返還している場合はどうなりますか？

→A 補助対象の奨学金であれば、返還額を合算して、補助金の申請ができます。

Q 奨学金を繰上返還した場合、繰上返還分も補助金の交付が受けられますか？

→A 補助金の上限額が一月当たり12,000円とされていますので、その範囲内で補助金の交付を受けることができます。

Q 補助金の交付承認の申請手続きをしていませんでした。今から申請すれば補助金の交付が受けられますか？

→A 補助金の交付承認の申請は、就業した日の属する年の12月末日まで申請しなければなりません。それ以降の申請は受け付けられませんので、補助金の交付は受けられません。

Q 就業先を離職し、遠野市内の別の事業所に就業した場合、補助金の交付を受けられますか？

→A 遠野市内の事業所に就業しているほか、補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。

ただし、新たに就業した日から15日以内に奨学金返還支援補助金承認変更申請書を市役所に提出し、変更の承認を受ける必要があります。

Q 補助金交付の承認を受けてから、遠野市外に転出しました。その後、再び遠野市内に転入し、遠野市内の事業所に再就職した場合、補助金の交付が受けられますか？

→A 補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。

ただし、補助金を受けられる期間は、当初の補助金の交付承認で認められた期間から通算して計算することになります。

(お問い合わせ先・申請先)

遠野市 産業部 商工労働課

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階 電話番号 62-2111 (代表)